

## 海外経済交流促進等特別委員会

(中間報告 令和3年3月24日本会議)

海外経済交流促進等特別委員会の令和2年度の調査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

当委員会は、アジア諸国等との経済交流等の拡大を図り、県産品の販路拡大や観光振興、外国人材の受入れ等を促進するため、平成27年度から30年度に行った「海外経済交流の促進に関する提言」を踏まえ、本県の海外経済交流促進策等について調査することを目的として、令和元年6月に設置されました。

今年度は、「新型コロナウイルス感染症による海外経済交流への影響とその対策」を調査テーマとして、海外との経済交流における感染拡大の影響を踏まえた上で、これまで以上に経済交流を発展させるためにはどうしたらよいか、各定例会で調査を行いました。

調査における主な論議について申し上げます。

はじめに、第2回定例会においては、執行部から今年度の主な海外経済交流関係事業の概要及び新型コロナウイルス感染症による影響について説明を受け、調査テーマについて協議を行いました。

委員から、牛肉・水産物の輸出状況について質問があり、「牛肉輸出量の約6割を占める香港、台湾向けは令和2年3月は対前年同月比で4割程度の減少であったが、4月以降は回復基調にある。1割強を占める米国向けは4月以降は6割程度に減少、約1割を占めるEU向けは3月は7割程度に減少し4月の輸出量はゼロとなったが、5月以降は回復基調と聞いている」「水産物については、中国向けの養殖ブリや水産加工品の輸出が停止しており、アメリカ、EU向け等も影響が出始め、在庫の滞留が起きている」との答弁がありました。

また、今後のPR活動について質問があり、「地元企業へのWEBを活用した商談会等についての情報提供や、県上海事務所・香港事務所の駐在員を活用した鹿児島フェアの開催等、渡航に代わる取組を進めていきたい」との答弁がありました。

委員からは、「相手をつなぎ止めておくためにも、しっかりとPRをしていくことが大事」「WEBの活用を含め、海外戦略の新しい仕組みの検討が必要」との意見がありました。

また、外国人材の受入れに関する事業の執行見込みについて質問があり、「新型コロナウイルス感染症の影響で、新たな外国人材が入国できない一方、帰国もできない状況」「国では在留期間が満了した実習生を、特定活動の在留資格で6か月間延長して就労できることとしており、更新も可能である」「事業計画の見直しも含め弾力的に事業を執行してまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「外国人材が入国できない状況の中で、今、鹿児島にいる外国人材を大事にすることが次に繋がる」「相談窓口におけるしっかりした対応も大事である」との意見がありました。

これらの論議を踏まえ、協議の結果、調査テーマを「新型コロナウイルス感染症による海外経済交流への影響とその対策」として進めることに決定し、特に対策が必要な分野として「県産品の販路拡大」及び「外国人材の受入れ」を今年度の重点調査事項として設定しました。

次に、第3回定例会においては、「県産品の販路拡大」及び「外国人材の受入れ」に係る事業の実施状況及び今後の見通し、課題等について、執行部から説明を受けるとともに、日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア大洋州課長の小島英太郎氏を参考人招致して、「アジア諸国等との経済交流に係る新型コロナウイルス感染症の影響と対策等」について説明を受けました。

参考人からは、「外食需要の減少、巣ごもり需要の増加など、海外市場は変化してきており、その変化をうまく突いていかないといけない」、「オンラインの利用がさらに進んでおり、ASEAN諸国のeエコノミー市場は拡大傾向にある」などとの説明がありました。

また、委員から執行部に対して、海外現地で実際に開催する事業、オンラインで実施する事業の進め方について質問があり、「現地でフェアを開催する場合は、PR資材を送付し、現地の県上海事務所・香港事務所職員の対応でフェアを開催する準備を進めている。また、オンライン事業については、物産展や商談会が開けない中、現在の商流を維持し、販路開拓を進めるため、オンライン商談の開催、国内外バイヤーへの県産品パンフレットの電子データ送付などに取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、第4回定例会では、まず、「県産品の販路拡大」と「外国人材の受入れ」に関する団体の代表者を参考人招致し、事業を行う上での新型コロナウイルス感染症による影響や課題、取組等について説明を受けました。

委員から参考人に対して、オンライン商談の状況や課題について質問があり、「先に商品の見本を送り、それを見ながらオンラインで商談をしている。オンライン商談は何社とも一度に商談ができるため非常に効率が良い。そのための勉強会や通訳も大切である」との回答がありました。

また、「外国人材の受入れ」に関し、「監理団体の状況や外国人材に鹿児島を選んでもらうためにはどのようにすればよいか」との質問があり、「鹿児島県は監理団体では後発県であり、県内の外国人材の半数は県外の監理団体が監理している状況である。コロナ禍で地域密着型の身近な監理団体の役割は、今後増していくと思われる」「鹿児島を選んで良かったという気持ちで帰国してもらうことが鹿児島の宣伝になる。そのためにはサポート体制や日本語教育のほか、地域との交流などの取組が必要である」との回答がありました。

また、オンラインによる現地調査として、シンガポールの県ASEANディレクター及び県上海事務所をオンラインでつなぎ、現地の新型コロナウイルス感染症や経済の状況等について説明を受けました。

委員から県ASEANディレクターに対し、鹿児島ブランドの確立を図る上での鹿児島の強み、弱みについて質問があり、「鹿児島の強みは何でもあること。肉、魚、野菜の全てがある。また、シンガポール人はストーリーを求めるが、鹿児島には独自の文化があり、この文化を伝えることが鹿児島を覚えていただくことにつながる。弱みとしては、これまであまり情報発信ができておらず、鹿児島の名前が浸透していない。強いコンテンツを生かし、他の県と違う取組を行うことが大事」との回答がありました。

最後に、今回、第1回定例会においては、執行部から令和3年度の主な海外経済交流関係事業について説明を受けるとともに、1年間の論議や調査を踏まえ、当委員会として、執行部への提言を行うことを決定いたしました。

以下、その内容につきまして申し上げます。

- 1 輸出相手国との商談や県内へのバイヤー招聘等の取組が渡航制限により影響が出ていることから、オンライン商談の実施など、インターネットを用いた手法を十分活用し、継続的な販路拡大に県と関係者が一体となって取り組むこと。
- 2 オンライン商談は、遠隔地の複数の相手と効率的に商談ができるメリットがあることから、事業者をはじめ、県貿易協会や県特産品協会などと効果的なプレゼンテーションや商談方法に係るノウハウを共有して、より効果的・効率的なオンライン商談を促進すること。
- 3 県海外事務所等と連携して、海外の市場ニーズの変化についての的確な情報収集と分析に努めるとともに、県産品の生産方法と併せて鹿児島の歴史や文化、多様な自然を紹介するなど、ストーリー性のある効果的なプロモーションを行い、海外市場における鹿児島の知名度向上を意識した情報発信に努めるなど、県ホームページやSNSによる情報発信力を強化すること。
- 4 監理団体は、受入企業や外国人材の技能実習のみならず、外国人技能実習生の生活面での重要な役割を担っていることから、様々なサポートや相談にきめ細やかな対応が可能となるよう、より身近な県内の監理団体の育成を進めること。
- 5 県内における人手不足を補っている外国人材が、コロナ禍により生活等の不安を抱えていることから、外国人向けの相談窓口における母国語による相談対応や出前相談などの充実を

図ること。

6 鹿児島により良い人材が安定的に来てもらえるよう、外国人材と地域住民との関係構築や鹿児島の良さを認識してもらうための取組などを促進すること。

また、受入企業や監理団体が行う日本語教育への支援や優良事例の紹介など、外国人材が鹿児島で安心して生活できるような環境整備に努めること。

提言の内容は、以上であります。

当委員会に付託されました調査案件に関し、今年度の調査テーマについては、今回の定例会で調査を終了いたしますが、アジア諸国等との経済交流については、今後も様々な観点からの調査が必要であり、引き続き、海外経済交流の促進等について、積極的な調査を進めていくことを申し上げ、以上で、海外経済交流促進等特別委員会の報告を終わります。